

定 款

特定非営利活動法人

国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター
(以下「センター」という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都新宿区大久保3丁目10番1号に置く。

(目的)

第3条 センターは、国際ビフレンダーズに加盟するボランティア団体として、人生における
苦悩、孤独、絶望、抑うつ、悲嘆等により、自殺の意志を示すなど、危機が迫っている
人に対して、感情的な支えや支援を行ない、自殺の防止を図ることを目的とする。
2 センターは、広く自殺に関する事項について社会一般に周知を図り、その防止に努め
ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 センターは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動事業として、次の事業を
行う。

- (1) 自殺防止のための電話相談
- (2) 自殺防止のための手紙相談、面接相談、訪問相談
- (3) 自殺の危機を認識し対処する方法の社会への周知
- (4) 相談員の育成
- (5) 他団体との交流事業
- (6) その他第3条の目的達成のために必要な諸事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 センターの会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」
という)上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 前条に定めるセンターの会員となる場合には、予め入会申込書を理事長に提出しな
ければならない。

- 2 理事長は、前項の申込みがあった場合で、正会員の入会申込みについては、会員とし
て認め得ない正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。ただし、入会を
認めない場合には、その理由を付した書面をもって速やかに、本人にその旨を通知し
なければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において決定した会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出た場合。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会費を1年以上納入しないとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号に該当した場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その場合において、当該会員に対しては、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) このセンターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
- 3 必要に応じて、その他の役員を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、このセンターの役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこのセンターの職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、このセンターを代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、このセンターの業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) このセンターの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、このセンターの業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこのセンターの財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の規則違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 このセンターは、理事会の議決により顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

- 第21条 このセンターの総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の各号に定める事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急動議を發議し総会でそれを認められた場合はその限りでない。
- 2 総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない事由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の各号の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 出席正会員数(書面表決者及び委任表決者については、その旨を明記)
- (4) 審議・議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急動議を發議し理事会でこれを認められた場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条の2 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない事由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を明記）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第39条 このセンターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 このセンターの経費は、資産をもって支弁する。

(会計原則)

第42条 このセンターの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 このセンターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 このセンターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経るものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 センターの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第48条 このセンターが資金の借入をしようとするときは、総会の議決を経て行わなければならない。ただし、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の場合はこの限りでない。

第7章 事務局

(設置)

第49条 このセンターに、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(任免)

第50条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第51条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の承認を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第52条 主たる事務所には、法第28条の規定による書類のほか、次の各号に掲げる書類を常備しておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の者の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 センターは、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりセンターが解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第55条 センターが解散したときは、理事が清算人となる。

第9章 雑則

(公告)

第56条 このセンターの公告は、このセンターの掲示場に掲示するとともに、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、このセンターのホームページにおいて行う。

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、このセンターの成立の日から施行する。
- 2 このセンターの設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 1口 1,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 1口 1,000円
- 3 このセンターの設立当初の役員は、列表のとおりとする。
- 4 このセンターの設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、このセンターの成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 5 このセンターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 このセンターの設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、センター設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 7 この定款の第19条 第37条の2 第38条については2015年5月16日に改訂・施行する。
- 8 この定款の第56条については2018年8月18日に改訂・施行する。

別表

設立当初の役員

| 役職名 | 氏名 |
|-----|-------|
| 理事長 | 今村 和男 |
| 理事 | 西原 明三 |
| 理事 | 加藤 勇 |
| 理事 | 高橋 喬文 |
| 理事 | 山本 裕平 |
| 理事 | 鈴木 美子 |
| 理事 | 中嶋 町子 |
| 理事 | 中山 敏行 |
| 理事 | 新見 紀子 |
| 理事 | 西原 正実 |
| 理事 | 平山 博一 |
| 理事 | 森田 菊男 |
| 監監 | 船野 朝子 |
| | 吉田 正博 |